

令和4年度  
産業廃棄物排出事業者(医療系)  
講習会

福岡県環境部監視指導課

# 講習内容

## ○産業廃棄物の排出事業者責任について

- 1 排出事業者責任とは
- 2 廃棄物の基本
- 3 産業廃棄物の処理について
- 4 委託契約及び産業廃棄物管理票  
(マニフェスト) 制度について
- 5 行政処分について
- 6 罰則について

# 1 排出事業者責任とは

【廃棄物処理法 第1条（目的）】

（略）生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とする。

【廃棄物処理法 第3条第1項（事業者の責務）】

事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない（排出事業者責任）。

何をしなければいけないか？

# 1 排出事業者責任とは

## 排出事業者の義務

- ① 自ら処理（保管・運搬・処分）する場合は、**処理基準**を守る。（法第12条（の2）第1項）
- ② 運搬されるまでの間は、**保管基準**を守る。（法第12条（の2）第2項）
- ③ 他者へ委託する場合は、**委託基準**を守る。（法第12条（の2）第6項）
- ④ **産業廃棄物管理票（マニフェスト）**を交付し、**管理**する。（法第12条の3）
- ⑤ 最終処分までの**一連の処理**が**不適正に行われな**  
**いよう注意**する。（法第12条（の2）第7項）

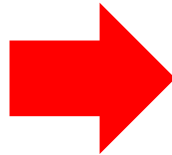
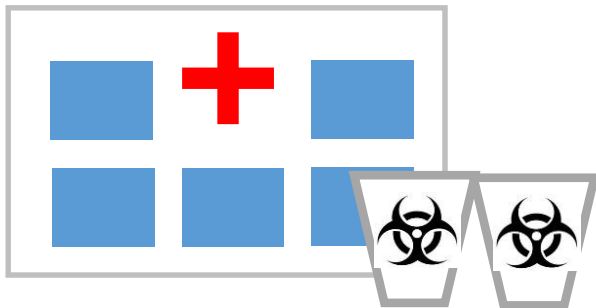
# 1 排出事業者責任とは

## 排出事業者が義務を果たさないと…

不法投棄

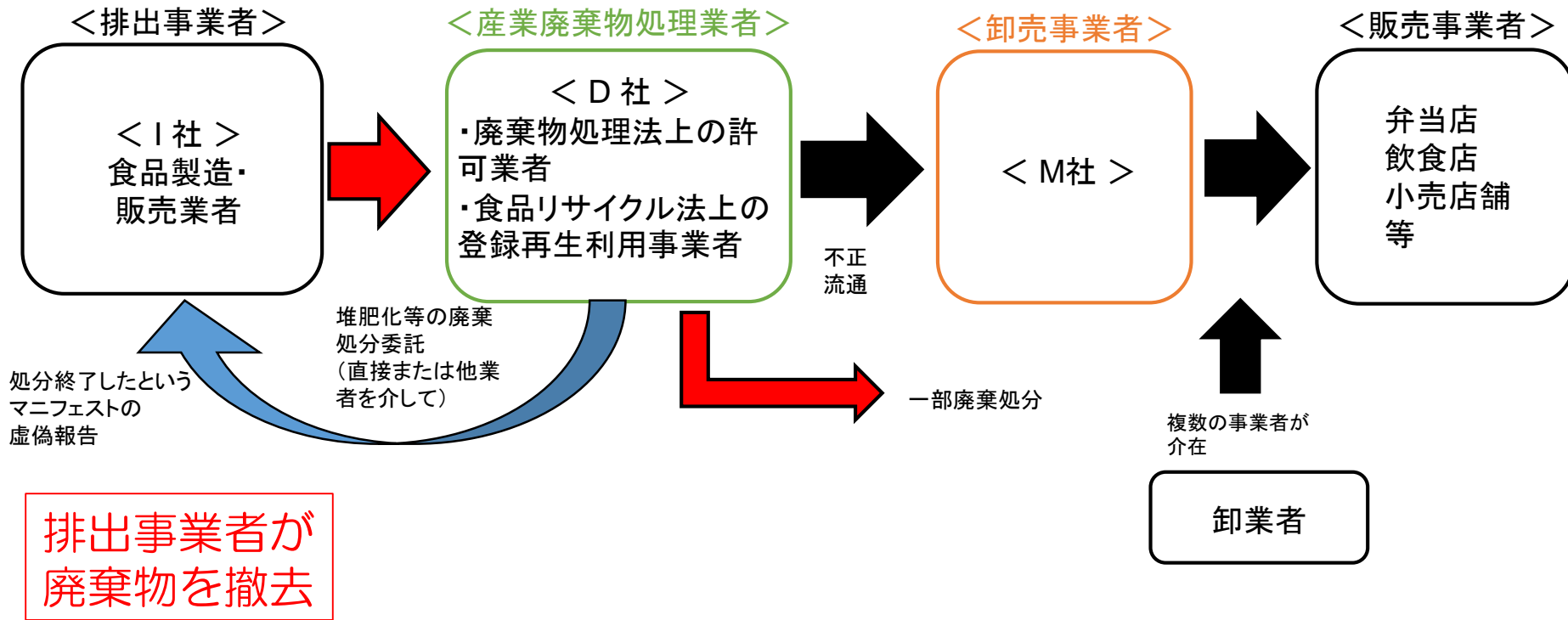


処理業者による不適正処理



- 環境汚染（大気、水質、土壌）
- 周辺住民の健康被害
- 行政による処分
- 氏名の公表
- 撤去による費用の二重払い
- 刑事罰

# 1 排出事業者責任とは



処理を委託していても  
排出事業者の責任が問われる！

# 1 排出事業者責任とは

## 福岡県での責任追及事例



処理業者（運搬業者）  
による過剰保管

違反のあった排出事業者  
（143社）による撤去

# 講習内容

## ○産業廃棄物の排出事業者責任について

1 排出事業者責任とは

2 廃棄物の基本

3 産業廃棄物の処理について

4 委託契約及び産業廃棄物管理票  
(マニフェスト) 制度について

5 行政処分について

6 罰則について



## 2 廃棄物の基本

### 廃棄物とは

#### 〔廃棄物処理法 第2条第1項（定義）〕

この法律において「廃棄物」とは、ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であって、固形状又は液状のもの（放射性物質及びこれによって汚染されたものを除く。）をいう。

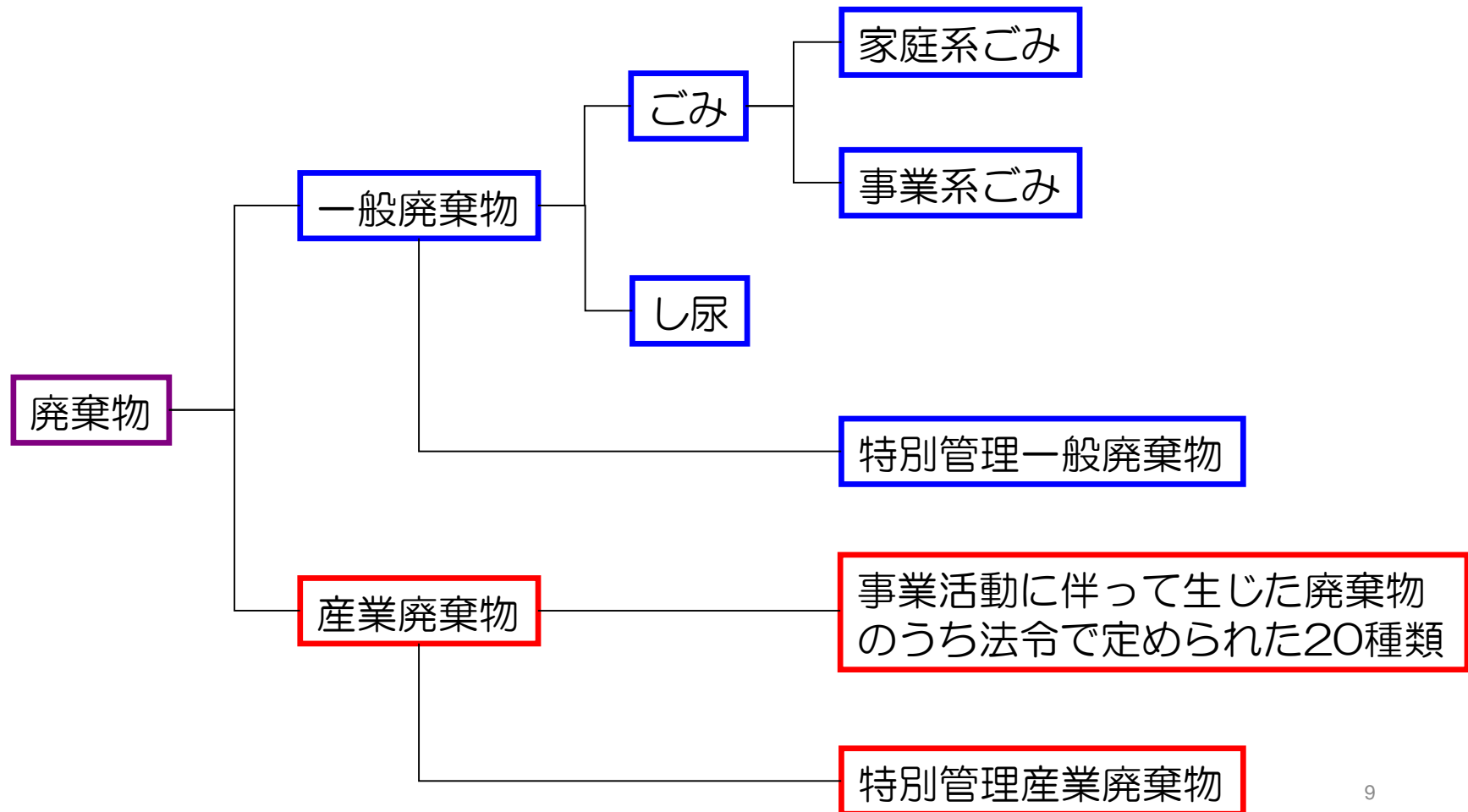
※ただし、廃棄物の該当性は

- ①物の性状
- ②排出の状況
- ③通常の見扱い形態
- ④取引価値の有無
- ⑤占有者の意思

等を総合的に勘案し判断

## 2 廃棄物の基本

### 廃棄物の分類



## 2 廃棄物の基本

### 事業活動とは

- ①事業活動とは、製造業や建設業等に限定されるものではなく、オフィス、商店等の商業活動や医療・福祉活動、教育・研究活動、さらに官公庁の行政活動も含めた広い概念
- ②規模の大小を問わない（個人事業主も該当）
- ③廃棄物の量や大きさ、排出頻度を問わない

# 2 廃棄物の基本

## 産業廃棄物の種類（その1）

	種類	具体例
あらゆる事業活動に伴うもの	(1) 燃え殻	石炭がら、焼却炉の残灰、炉清掃残渣物、その他の焼却残さ
	(2) 汚泥	排水処理後及び各種製造業生産工程で排出された泥状のもの、活性汚泥法による余剰汚泥、ビルピット汚泥、カーバイトかす、ベントナイト汚泥、洗車場汚泥、建設汚泥等
	(3) 廃油	鉱物性油、動植物性油、潤滑油、絶縁油、洗浄油、切削油、溶剤、タールピッチ等
	(4) 廃酸	写真定着廃液、廃硫酸、廃塩酸、各種の有機廃酸類等、全ての酸性廃液
	(5) 廃アルカリ	写真現像廃液、廃ソーダ液、金属せっけん液等、全てのアルカリ性廃液
	(6) 廃プラスチック	合成樹脂くず、合成繊維くず、合成ゴムくず（廃タイヤを含む）等、固形状、液状全ての合成高分子系化合物
	(7) ゴムくず	生ゴム、天然ゴムくず
	(8) 金属くず	鉄鋼又は非鉄金属の破片、研磨くず、切削くず等
	(9) ガラスくず、コンクリートくずおよび陶磁器くず	ガラス類（板ガラス等）、製品の製造過程等で生じるコンクリートくず、インターロッキングくず、レンガくず、セメントくず、スレートくず、廃石膏ボード、陶磁器くず等
	(10) 鉱さい	鑄物廃砂、電気炉等溶解炉かす、ボタ、不良石炭、粉炭かす等
	(11) がれき類	工作物の新築、改築又は除去により生じたコンクリート破片、アスファルト破片その他これらに類する不要物
	(12) ばいじん	大気汚染防止法に定めるばい煙発生施設、ダイオキシン類対策特別措置法に定める特定施設又は産業廃棄物焼却施設において発生するばいじんであって集じん施設によって集められたもの

# 2 廃棄物の基本

## 産業廃棄物の種類（その2）

	種類	具体例
特定の事業活動に伴うもの	(13) 紙くず	建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去により生じたもの）、パルプ製造業、製紙業、紙加工品製造業、新聞業、出版業、製本業、印刷物加工業から生ずる紙くず
	(14) 木くず	建設業に係るもの（範囲は紙くずと同じ）、木材又は木製品製造業（家具製品製造業を含む）、パルプ製造業、輸入木材卸売業から生ずる木材片、おがくず、バーク類等、物品賃貸業から生ずる家具・器具類等、貨物の流通のために使用したパレットに係る木くず（全業種）
	(15) 繊維くず	建設業に係るもの（範囲は紙くずと同じ）、衣服その他繊維製品製造業以外の繊維工業から生ずる木綿くず、羊毛くず等の天然繊維くず
	(16) 動植物性残さ	食料品、医薬品、香料製造業から生ずるあめかす、のりかす、醸造かす、発酵かす、魚及び獣のあら等
	(17) 動物系固形不要物	と畜場において処分した獣畜、食鳥処理場において処理した食鳥に係る固形状不要物
	(18) 動物のふん尿	畜産農業から排出される牛、馬、豚、めん羊、にわとり等のふん尿
	(19) 動物の死体	畜産農業から排出される牛、馬、豚、めん羊、にわとり等の死体
	(20) 以上の産業廃棄物を処分するために処理したもので、上記の産業廃棄物に該当しないもの（例えばコンクリート固型化物）	

# 特別管理産業廃棄物の種類

種類	性状および具体例
廃油	揮発油類、灯油類、軽油類の燃えやすい廃油
廃酸	pH2.0以下の酸性廃液
廃アルカリ	pH12.5以上のアルカリ性廃液
感染性産業廃棄物	感染性のある又はそのおそれのある産業廃棄物(例:血液の付着した注射針、採血管等) 《関連事業》病院、診療所、衛生検査所、介護老人保健施設等
特定有害産業廃棄物	廃PCB等 PCB汚染物 PCB処理物 <ul style="list-style-type: none"> <li>・廃PCB及びPCB含有廃油</li> <li>・PCBが染み込んだ汚泥、PCBが塗布又は染み込んだ紙くず、PCBが染み込んだ木くず又は繊維くず、PCBが付着し又は封入された廃プラスチック類及び金属くず、PCBが付着した陶磁器くず及びがれき類</li> <li>・廃PCB等又はPCB汚染物の処理物(環境省令で定める基準に適合しないものに限る)</li> </ul>
	廃水銀等 <p>特定の施設で生じた廃水銀または廃水銀化合物(水銀使用製品を除く。)、廃棄物処理施設等で回収した廃水銀、廃水銀等の処理物で基準に不適合のもの</p>
	廃石綿等 <ul style="list-style-type: none"> <li>・石綿建材除去事業により除去された吹付け石綿</li> <li>・石綿建材除去事業で生じた石綿保温材、けいそう土保温材、パーライト保温材、断熱材、耐火被覆材</li> <li>・石綿建材除去事業で使用した石綿付着廃棄物(シート、防じんマスク等の用具・器具)</li> <li>・大気汚染防止法に規定する特定粉じん発生施設で生じた石綿で、集じん施設で集められたもの</li> <li>・特定粉じん発生施設、集じん施設で使用した防じんマスク、集じんフィルタ等用具・器具で石綿付着のおそれのあるもの 等</li> </ul>
	有害産業廃棄物 <p>アルキル水銀、水銀、カドミウム、鉛、有機燐化合物、六価クロム、砒素、シアン、PCB、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、ダイオキシン類、1,4-ジオキサンが基準値を超えて含まれる汚泥、銻さい、廃油、廃酸、廃アルカリ、燃え殻、ばいじん等</p>

# 医療関係機関等から発生する廃棄物の例

種類		例
産業 廃棄物	燃え殻	焼却灰
	汚泥	血液(凝固したものに限り)、検査室・実験室等の排水処理施設から発生する汚泥、その他の汚泥
	廃油	アルコール、キシロール、クロロホルム等の有機溶剤、灯油、ガソリン等の燃料油、入院患者の給食に使った食料油、冷凍機やポンプ等の潤滑油、その他の油
	廃酸	レントゲン定着液、ホルマリン、クロム硫酸、その他の酸性の廃液
	廃アルカリ	レントゲン現像廃液、血液検査廃液、廃血液(凝固していない状態のもの)、その他のアルカリ性の液
	廃プラスチック類	合成樹脂製の器具、レントゲンフィルム、ビニルチューブ、その他の合成樹脂製のもの
	ゴムくず	天然ゴムの器具類、ディスポーザブルの手袋等
	金属くず	金属製機械器具、注射針、金属製ベッド、その他の金属製のもの
	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	アンプル、ガラス製の器具、びん、その他のガラス製のもの、ギブス用石膏、陶磁器の器具、その他の陶磁器製のもの
ばいじん	大気汚染防止法第2条第2項のばい煙発生施設及び汚泥、廃油等の産業廃棄物の焼却施設の集じん施設で回収したもの	
一般廃棄物	紙くず類、厨芥、繊維くず(包帯、ガーゼ、脱脂綿、リネン類)、木くず、皮革類、実験動物の死体、これらの一般廃棄物を焼却した「燃え殻」等	

※上表は産業廃棄物と一般廃棄物の区分の表であり、感染性廃棄物の該否については、次ページ以降の判断フロー等を参考に判断すること。

## 2 廃棄物の基本

### 感染性産業廃棄物の定義

#### 排出場所

#### 医療関係機関

- 病院
- 診療所
- 介護老人保健施設
- 助産所
- 動物の診療施設  
など

#### 判定基準

- 人に感染する病原体
  - 人に感染するおそれのある病原体
- が
- 含まれている
  - 付着している
- 又はこれらのおそれのある  
廃棄物

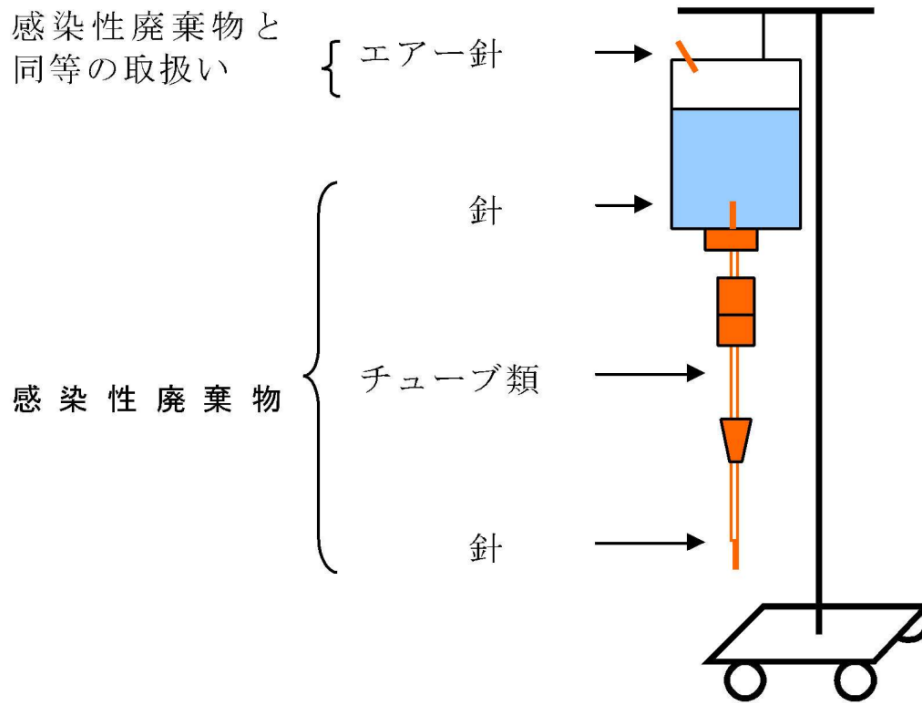
両方の要件を満たしているもの



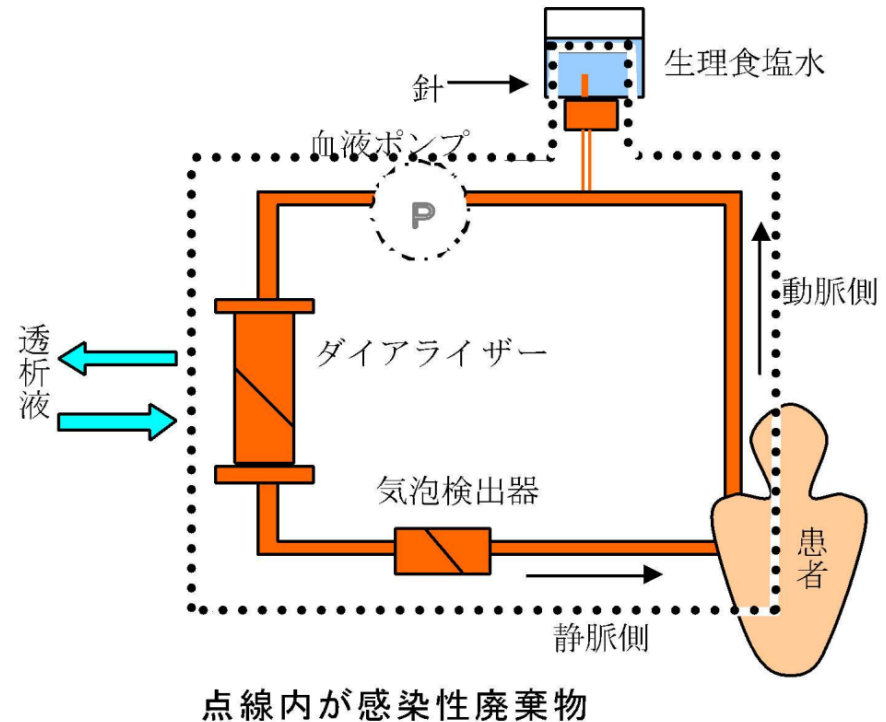
# (参考) 輸液点滴セット・透析等回路について

- ◆ 輸液点滴セット（バッグを除く。）については、血液等が付着している針が分離されず一体的に使用されていることから、**感染性廃棄物**に該当する。
- ◆ 透析等回路（ダイアライザー、チューブ等）については、これらに含まれている血液等が分離されず一体的に使用されていることから、**感染性廃棄物**に該当する。

(1) 輸液点滴セットについて



(2) 透析等回路について



# 感染性廃棄物の判断フロー

## 【STEP 1】（形状）（注→次スライド）

廃棄物が以下のいずれかに該当する。

- ① 血液、血清、血漿及び体液（精液を含む。）（以下「血液等」という。）
- ② 病理廃棄物（臓器、組織、皮膚等）（注1→次スライド）
- ③ 病原体に関連した試験、検査等に用いられたもの（注2→次スライド）
- ④ 血液等が付着した鋭利なもの（破損したガラスくず等を含む。）（注3→次スライド）



YES

感  
染  
性  
廃  
棄  
物

NO

## 【STEP 2】（排出場所）

感染症病床（注4→次スライド）、結核病床、手術室、緊急外来室、集中治療室及び検査室において治療、検査等に使用された後、排出されたもの

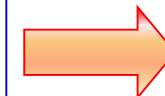


YES

NO

## 【STEP 3】（感染症の種類）

- ① 感染症法の一類、二類、三類感染症、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症の治療、検査等に使用された後、排出されたもの
- ② 感染症法の一類及び二類感染症の治療、検査等に使用された後、排出された医療器材等（ただし、紙おむつについては特定の感染症に係るもの等に限る。）（注5→次スライド）



YES

NO（注6→次スライド）

非 感 染 性 廃 棄 物

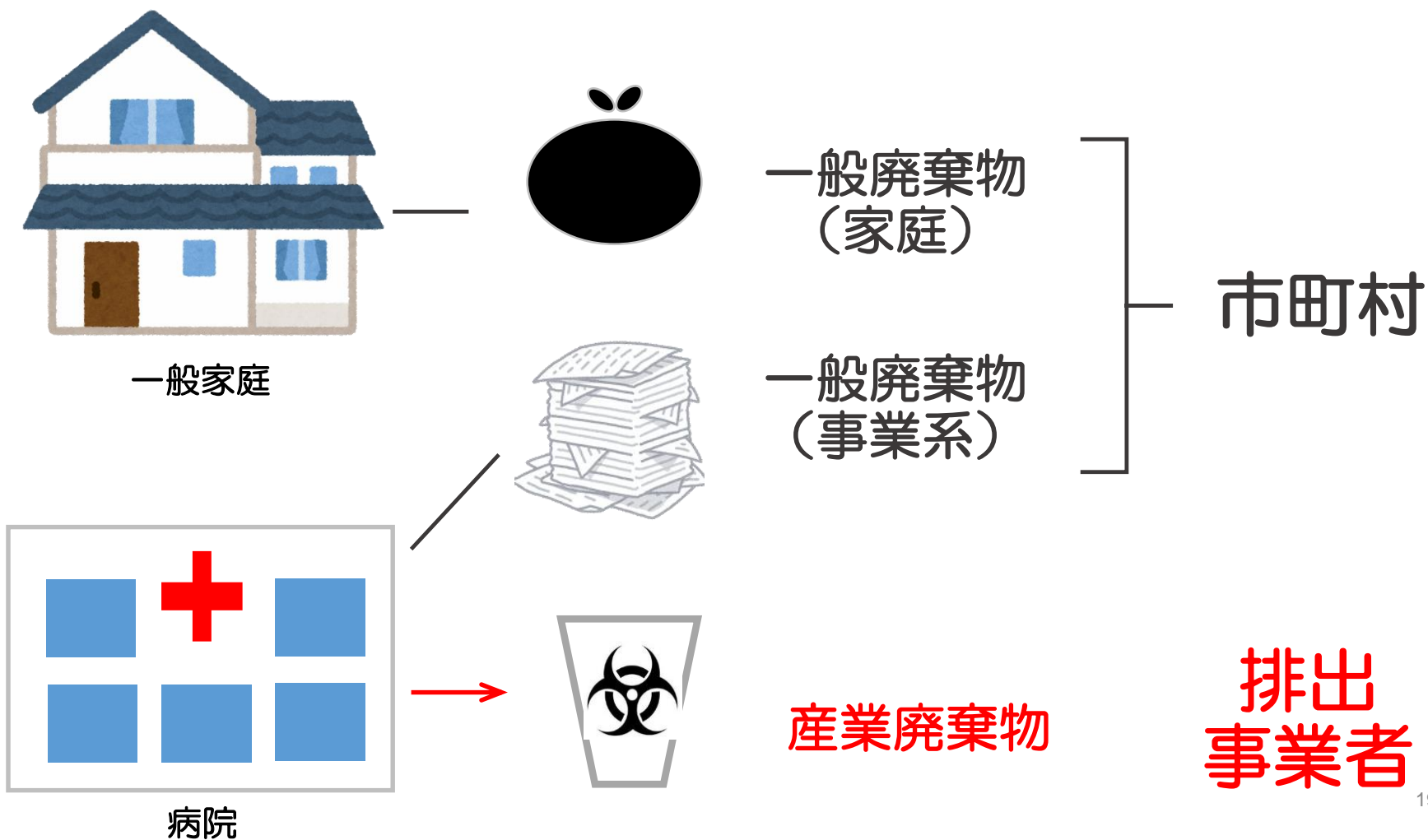
「廃棄物処理法に基づく  
感染性廃棄物処理マニ  
アル」より

# 感染性廃棄物の判断フロー（その2）

- (注)** 次の廃棄物も感染性廃棄物と同等の取扱いとする。
- ・外見上血液と見分けがつかない輸血用血液製剤等
  - ・血液等が付着していない鋭利なもの(破損したガラスくず等を含む。)
- (注1)** ホルマリン固定臓器等を含む。
- (注2)** 病原体に関連した試験、検査等に使用した培地、実験動物の死体、試験管、シャーレ等
- (注3)** 医療器材としての注射針、メス、破損したアンプル・バイアル等
- (注4)** 感染症法により入院措置が講ぜられる一類、二類感染症、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症の病床
- (注5)** 医療器材(注射針、メス、ガラスくず等)、 Disposableの医療器材(ピンセット、注射器、カテーテル類、透析等回路、輸液点滴セット、手袋、血液バック、リネン類等)、衛生材料(ガーゼ、脱脂綿、マスク等)、紙おむつ、標本(検体標本)等  
なお、インフルエンザ（鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く。）、伝染性紅斑、レジオネラ症等の患者の紙おむつは、血液等が付着していなければ感染性廃棄物ではない。
- (注6)** 感染性・非感染性のいずれかであるかは、通常はこのフローで判断が可能であるが、このフローで判断できないものについては、医師等（医師、歯科医師及び獣医師）により、感染のおそれがあると判断される場合は感染性廃棄物とする。 18

# 2 廃棄物の基本

## 処理の責任



# 講習内容

## ○産業廃棄物の排出事業者責任について

1 排出事業者責任とは

2 廃棄物の基本

3 産業廃棄物の処理について

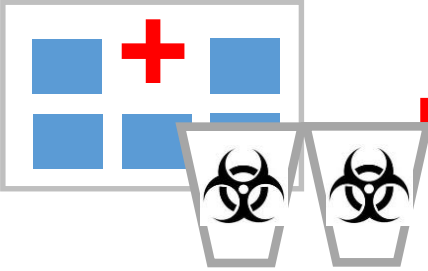


4 委託契約及び産業廃棄物管理票  
(マニフェスト) 制度について

5 行政処分について

6 罰則について

# 3 産業廃棄物の処理について

## 適用される基準について

	排出事業者	収集運搬業者	処分業者
			
① 処理基準	○	○ (運搬)	○ (処分)
② 保管基準	○	—	—
③ 委託基準	○	—	—
④ マニフェストの基準	○	○	○
⑤ 注意義務	○	—	—

# 3 産業廃棄物の処理について

## 【医療関係者は…】

- (1) 特別管理産業廃棄物管理責任者を置き、管理体制の充実を図らなければならない。
- (2) 多量に廃棄物を排出する場合は、計画を定め、都道府県に提出し、また、実施状況を都道府県に報告しなければならない。
- (3) 特別管理産業廃棄物を生ずる場合は、必要事項を記載した帳簿を作成するとともに、その帳簿を5年間保存しなければならない。

# 3 産業廃棄物の処理について

## 特別管理産業廃棄物管理責任者

### 役割

- 特別管理産業廃棄物の排出状況の把握
- 特別管理産業廃棄物処理計画の立案
- 適正な処理の確保（保管状況の確認、委託業者の選定や適正な委託の実施、マニフェストの交付、保管等）

感染性産業廃棄物を生ずる事業場の責任者の資格要件（規則第8条の17第1号）

資格(学校区分)	課程	要件(必要年数等)
医師、歯科医師、薬剤師、獣医師、保健師、助産師、看護師、臨床検査技師、衛生検査技師、歯科衛生士	_____	_____
環境衛生指導員	_____	2年以上
大学、高専	医学、薬学、保健学、衛生学、獣医学	卒業した者又はこれと同等以上の知識を有すると認められる者



# 3 産業廃棄物の処理について

## 多量排出事業者とは

前年度の  
産業廃棄物の発生量が1,000t以上（令第6条の3）

又は

**特別管理産業廃棄物の発生量が50t以上**（令第6条の7）  
である事業場を設置している事業者

＜特別管理産業廃棄物の多量排出事業者の場合＞

- 特別管理産業廃棄物処理計画  
（当該年度の6月30日まで）
- 特別管理産業廃棄物処理計画実施状況報告  
（翌年度の6月30日まで） を都道府県（政令市）  
に提出
- 電子マニフェストの使用が令和2年4月1日  
から義務化（規則第8条の31の3）

# 3 産業廃棄物の処理について

## 帳簿の備え付けについて

(自ら処理する場合のみ必要。処理委託の場合は不要)

(法第12条の2第14項にて準用する法第7条第15項及び第16項)

### 必要な記載事項 (特別管理産業廃棄物を生ずる事業者)

運搬	<ol style="list-style-type: none"><li>1 当該特別管理産業廃棄物を生じた事業場の名称及び所在地</li><li>2 運搬年月日</li><li>3 運搬方法及び運搬先ごとの運搬量</li><li>4 積替え又は保管を行った場合には、積替え又は保管の場所ごとの搬出量</li></ol>
処分	<ol style="list-style-type: none"><li>1 当該特別管理産業廃棄物の処分を行った事業場の名称及び所在地</li><li>2 処分年月日</li><li>3 処分方法ごとの処分量</li><li>4 処分 (埋立処分を除く。) 後の廃棄物の持出先ごとの持出量</li></ol>

- 帳簿は、事業場ごとに備え、毎月末までに、前月中における上記事項について、記載を終了しなければならない
- 帳簿は、1年ごとに閉鎖し、閉鎖後5年間事業場ごとに保存すること

# 3 産業廃棄物の処理について

## ① 処理基準

収集運搬の基準  
処分の基準

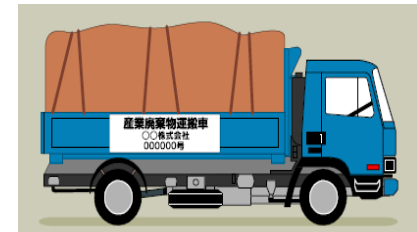
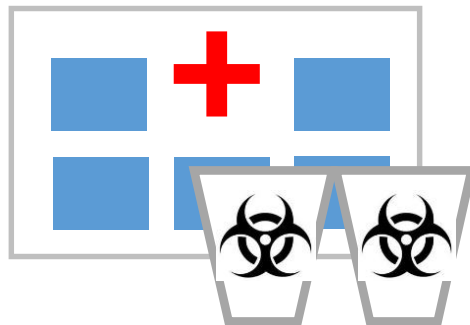
処理委託



受託した業者が遵守

収集運搬業者

排出事業者



処分業者



# 3 産業廃棄物の処理について

## ② 保管基準（法第12条（の2）第2項）

- (1) 保管の場所には、周囲に囲いを設け、必要事項を掲示すること。
- (2) 廃棄物が飛散、流出、地下浸透、悪臭が発散しないように措置を行うこと。
- (3) 保管場所にねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないようにすること。
- (4) **感染性廃棄物**と他の廃棄物が混入しないよう**分別**すること。
- (5) **感染性廃棄物**は**密閉容器**に入れ**保管**すること。  
(運搬に係る基準のため)
- (6) **感染性廃棄物**を収納した容器には、**感染性廃棄物である旨及び取り扱う際に注意すべき事項**を表示すること。

# 3 産業廃棄物の処理について

## 保管場所の例

掲示（規則第8条（の13））

サイズ 縦横60cm×60cm  
以上

（特別管理）産業廃棄物保管場所

種類	感染性廃棄物
管理者氏名 連絡先	〇〇病院 □□ △ ××-××-××
保管高さ	×× m

分別・梱包

①液状物

②固形物

③鋭利物

囲い

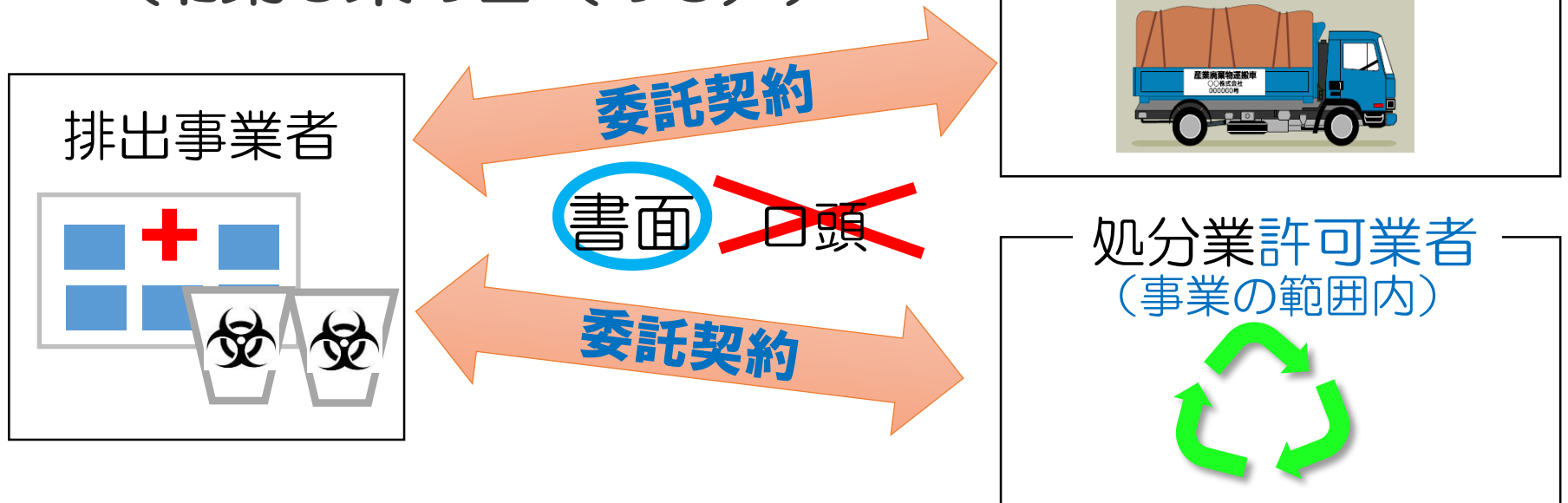
# 講習内容

## ○産業廃棄物の排出事業者責任について

- 1 排出事業者責任とは
- 2 廃棄物の基本
- 3 産業廃棄物の処理について
- 4 委託契約及び産業廃棄物管理票  
(マニフェスト) 制度について
- 5 行政処分について
- 6 罰則について

# 4 委託契約及び産業廃棄物管理票 (マニフェスト) 制度について

## ③ 委託基準 (令第6条の2 (の6))



- 排出事業者は**運搬**、**処分業許可業者**と**委託契約**が必要
- 委託する処理の内容が事業の範囲に含まれること
- **書面**で契約（記載事項、添付書類について定めあり）
- 委託契約書を**5年間**保存

# 4 委託契約及び産業廃棄物管理票 (マニフェスト) 制度について

## 委託契約の際に許可証で確認すべき事項

### ◆業の区分

- 産業廃棄物収集運搬業
- 特別管理産業廃棄物収集運搬業  
(石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物の取扱いの有無)
- 産業廃棄物処分業
- 特別管理産業廃棄物処分業

### ◆許可期間

→許可期間を超えて委託すると、無許可業者に委託したことになる。

### ◆収集運搬業の場合、以下の事項

- 産業廃棄物の種類、積替え・保管の有無
- 発生地と処分地の許可の有無

### ◆処分業の場合、以下の事項

- 産業廃棄物の種類、処分の方法、施設の処理能力

→処分業者が取り扱うことができない廃棄物を委託した場合、委託基準違反になる。



# 4 委託契約及び産業廃棄物管理票 (マニフェスト) 制度について

## 規制権限の及ばない第三者の関与

仲介業者（いわゆるブローカー）が介在し、処理業者のあっせんを行う事例について

**処理を委託する業者**については、委託する廃棄物の種類・数量、処理料金、契約の期間等を基に、**排出事業者自らで判断する必要がある。**

委託契約の締結等を第三者に委ねることで、

- 排出事業者責任の重要性に対する認識の希薄化  
→ 適正処理の確保に支障をきたす。
  - 排出事業者と処理業者との関係性が希薄化  
→ 処理状況等の把握が困難になる。
  - 仲介料等が発生。  
→ 処理業者に適正な処理費用が支払われなくなる。
- ⇒ 不法投棄や不適正処理につながるおそれがある。

自らの事業活動に伴って発生した廃棄物を、  
**自らの責任において適正に処理**することが強く求められる。

# 産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 〇 〇 〇 〇

氏名 〇 〇 〇 〇

(個人によって収集運搬する場合)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

福岡県知事 〇 〇 〇 〇



許可の年月日 令和 年 月 日

許可の有効年月日 令和 年 月 日

1. 事業の範囲(取り扱う産業廃棄物の種類(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。))及び積替え又は保管を行うかどうか明らかにすること。)

積替え、保管を含まない。

廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず等(以上3品目については、自動車等破砕物を除く。)、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、動物系固形不要物、ゴムくず、鉱さい、がれき類、動物のふん尿、動物の死体、ばいじん、政令第2条第13号廃棄物(廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ガラスくず等、がれき類については、石綿含有産業廃棄物を含む。)(汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず等については、水銀使用製品産業廃棄物を含む。)(燃え殻、汚泥、廃酸、廃アルカリ、鉱さい、ばいじんについては、水銀含有ばいじん等を含む。) 以上20品目 以下余白

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。)、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さなし

3. 許可の条件  
なし

4. 許可の更新又は変更の状況  
なし

5. 積替え許可の有無 有 ・ 無  
(積替え許可を有している場合においては、市名及び許可番号を記載すること。)  
市名 許可番号

6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 有 ・ 無

## 許可証例：収集運搬

業の区分：産業廃棄物  
収集運搬業

処理業の許可行政機関  
福岡県、北九州市、福岡市、  
久留米市

許可期間

事業の範囲  
・許可品目  
・積替え・保管の有無

許可の条件

許可の更新・変更の状況

# 産業廃棄物処分業許可証

住所 福岡県〇〇〇  
氏名 株式会社〇〇〇  
代表取締役 〇〇〇

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

福岡県知事 ○ ○ ○ ○

許可の年月日 令和 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日

許可の有効年月日 令和 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日

## 許可証例：処分

業の区分：産業廃棄物  
処分業

処理業の許可行政機関  
福岡県、北九州市、福岡市、  
久留米市

許可期間

事業の範囲(種類、処分方法)

設置場所、処理能力

許可の条件

許可の更新・変更状況

1. 事業の範囲(処分の方法ごとに区分して取り扱う産業廃棄物の種類(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。)を記載すること。)

中間処理(〇〇〇): 〇〇〇〇 以上1品目  
以下余白

2. 事業の用に供するすべての施設(施設ごとに種類、施設場所、設置年月日、処理能力、許可年月日及び許可番号(産業廃棄物処理施設の設置の許可を受けている場合に限り。)を記載すること。)

〇〇施設: 設置場所 福岡県〇〇〇  
設置年月日 平成〇〇年〇〇月〇〇日  
処理能力 〇〇t/日(8時間)  
許可年月日 平成〇〇年〇〇月〇〇日  
許可番号 第〇〇〇〇号

以下余白

3. 許可の条件

〇〇〇〇。  
以下余白

4. 許可の更新又は変更の状況

平成〇〇年〇〇月〇〇日 更新許可  
以下余白

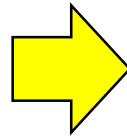
5. 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無 有・

# 4 委託契約及び産業廃棄物管理票 (マニフェスト) 制度について

## 委託契約書に含まれるべき事項 (1/5)

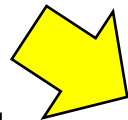
### (令第6条の2第4号)

①委託廃棄物の種類、数量



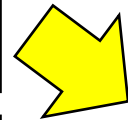
- ・種類は、法令上の種類の記載が基本
- ・一体不可分の場合、「建設混合廃棄物」等の記載可
- ・数量は、計量等により把握した数量が基本
- ・車両台数や容器個数等の双方が了解できる方法による記載も可

②委託契約の有効期間



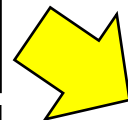
- ・契約の開始・終了年月日を記載
- ・自動更新も可

③受託者に支払う料金



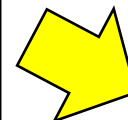
- ・支払料金の総額のほか、月当たり、単位廃棄物量当たり、運搬1回当たり等の料金の記載も可

④受託者の事業の範囲



- ・収集運搬：許可品目、積替え・保管の有無
- ・処分：許可品目、処分の方法(焼却、焼成等)

⑤適正処理のための必要な情報



次のスライド参照

# 4 委託契約及び産業廃棄物管理票 (マニフェスト) 制度について

委託契約書に含まれるべき事項 (2/5)

(規則第8条の4の2第6号)

## ⑤適正処理のための必要な情報

ア 委託産業廃棄物の性状、荷姿

イ 通常保管での腐敗、揮発等の性状変化

ウ 他の廃棄物との混合等により生ずる支障

エ 有害物質含有マークの表示に関する事項

オ 石綿含有廃棄物が含まれる場合は、その旨

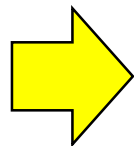
カ 水銀使用製品産業廃棄物が含まれる場合は、その旨

キ その他、取扱いに際し注意すべき事項

# 4 委託契約及び産業廃棄物管理票 (マニフェスト) 制度について

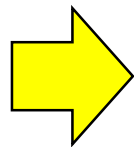
## 委託契約書に含まれるべき事項 (3/5)

⑥情報内容に変更があった場合の伝達方法



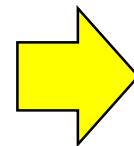
- 廃棄物の性状等が変化した場合における情報の伝達

⑦業務終了時の報告



- 業務終了報告書の提出
- マニフェストで代えることができる

⑧契約解除時の未処理産業廃棄物の取扱い



- 排出事業者と処理業者の間で責任の所在（費用負担）を明確にし、未処理産廃を適正に処理

# 4 委託契約及び産業廃棄物管理票 (マニフェスト) 制度について

## 委託契約書に含まれるべき事項 (4/5)

運搬に係る契約書

⑨運搬の最終目的地所在地

受託者が積替え・保管を行う場合

積替え・保管場所の所在地

保管可能産業廃棄物の種類

積替えのための保管上限

安定型産業廃棄物が他の廃棄物と混合することの許否等

⑩



収 入  
印 紙

排出事業者：\_\_\_\_\_（以下「甲」という。）と、  
 収集運搬及び処分業者：\_\_\_\_\_（以下「乙」という。）は、  
 甲の事業場：\_\_\_\_\_から排出される産業廃棄物の収集・運  
 搬及び処分に関して次のとおり契約を締結する。

**第1条（法令の遵守）**

甲及び乙は、処理業務の遂行にあたって廃棄物の処理及び清掃に関する法律その他関係法令を遵守するものとする。

**第2条（委託内容）**

1 （乙の事業範囲）

乙の事業範囲は以下のとおりであり、乙はこの事業範囲を証するものとして、許可証の写しを甲に提出し、本契約書に添付するものとし、下記に記載の許可事項に変更があったときは、乙は速やかにその旨を甲に書面をもって通知するとともに、変更後の許可証の写しを甲に提出し、本契約書に添付する。

◎収集運搬に関する事業範囲

[産廃]

許可都道府県・政令市：_____	許可都道府県・政令市：_____
許可の有効期限：_____	許可の有効期限：_____
事業範囲：_____	事業範囲：_____
許可の条件：_____	許可の条件：_____
許可番号：_____	許可番号：_____

◎処分に関する事業範囲

[産廃]

許可都道府県・政令市：_____	許可都道府県・政令市：_____
許可の有効期限：_____	許可の有効期限：_____
事業区分：_____	事業区分：_____
産業廃棄物の種類：_____	産業廃棄物の種類：_____
許可の条件：_____	許可の条件：_____
許可番号：_____	許可番号：_____

[特管]

許可都道府県・政令市：_____
許可の有効期限：_____
事業区分：_____
産業廃棄物の種類：_____
許可の条件：_____
許可番号：_____

## 委託契約書の書き方 （委託する業者について）

収集運搬を業として行う場合、原則として業を行う収集場所及び運搬先の区域を管轄する都道府県知事の許可が必要（運搬途中で通過するだけの区域の許可は不要）。

ただし、次の場合は例外的に政令市長の許可（福岡県の場合は、北九州市、福岡市、久留米市）が必要。

- （1）政令市の区域内で積替え・保管を行う場合
- （2）都道府県内において一つの政令市のみで業を行う場合（都道府県知事の収集運搬業許可をもつ者が一つの政令市内で収集運搬を行う場合を除く。）

許可の内容を記入すること。



# 委託契約書の書き方 (委託する業務について)

## 2 (委託する産業廃棄物の種類、数量及び単価)

甲が、乙に収集・運搬及び処分を委託する産業廃棄物の種類、数量及び委託単価は、次のとおりとする。

◎収集・運搬に関する種類、数量及び委託単価

種 類 : \_\_\_\_\_  
数 量 : \_\_\_\_\_  
単価 (税抜) : \_\_\_\_\_

◎処分に関する種類、数量及び委託単価

種 類 : \_\_\_\_\_  
数 量 : \_\_\_\_\_  
単価 (税抜) : \_\_\_\_\_

数量と単価を記入すること。

## 4 (処分の場所、方法及び処理能力)

乙は、甲から委託された第2項の産業廃棄物を次のとおり処分する。

事業場の名称 : \_\_\_\_\_  
所在地 : \_\_\_\_\_  
処分の方法 : \_\_\_\_\_  
施設の処理能力 : \_\_\_\_\_

処分の委託の場合  
許可の内容（処分の方法、施設の処理能力）を記入すること。

## 6 (収集・運搬過程における積替保管) (注: 契約当事者が下記の①②③のいずれかを選択すること)

①乙は、甲から委託された産業廃棄物の積替えを行わない。

②乙は、甲から委託された産業廃棄物の積替保管を行う。積替保管は法令に基づきかつ、第14条で定める契約期間内に確実に収集・運搬できる範囲で行う。この場合安定型産業廃棄物は、他の安定型産業廃棄物と混合することがあり得るものとする。なお、積替保管の場所において選別は行わないこととする。

③乙は、甲から委託された産業廃棄物の積替保管を行う。積替保管は法令に基づきかつ、第14条で定める契約期間内に確実に収集・運搬できる範囲で行う。この場合乙はこの契約に係る産業廃棄物を他人の産業廃棄物と混合してはならない。なお、積替保管の場所において選別は行わないこととする。

積替保管施設に搬入できる産業廃棄物の種類 : \_\_\_\_\_

積替保管施設の所在地 : \_\_\_\_\_

積替保管施設の保管上限 : \_\_\_\_\_

収集運搬の委託の際は、  
・積替え・保管の有無  
・収集運搬の区間  
を記入すること。

## 5 (最終処分場所、方法及び処理能力)

甲から、乙に委託された産業廃棄物の最終処分(予定)を次のとおりとする。

最終処分先の番号	事業場の名称	所在地	処分方法	施設の処理能力

最終処分先(名称、所在地等)、  
処分場種類、処理能力を記載する。

中間処理後物の処理委託については  
中間処理先(名称、所在地等)、処理の方法、処理能力  
最終処分先(名称、所在地等)、処分場種類、処理能力  
を記載する。

# 4 委託契約及び産業廃棄物管理票 (マニフェスト) 制度について

## 委託契約書に含まれるべき事項 (5/5)

### (令第6条の2第4号)

処分・再生に係る契約書

⑪

処分・再生場所の所在地

処分・再生の方法

処分・再生施設の処理能力



○中間処理後物を最終処分する必要がある場合  
(例) 感染性産業廃棄物の焼却処理を委託し、  
処理後の焼却灰を管理型最終処分場で処分する場合 等

⑪に加えて・・・

⑫

最終処分場所の所在地

最終処分の方法

最終処分施設の処理能力

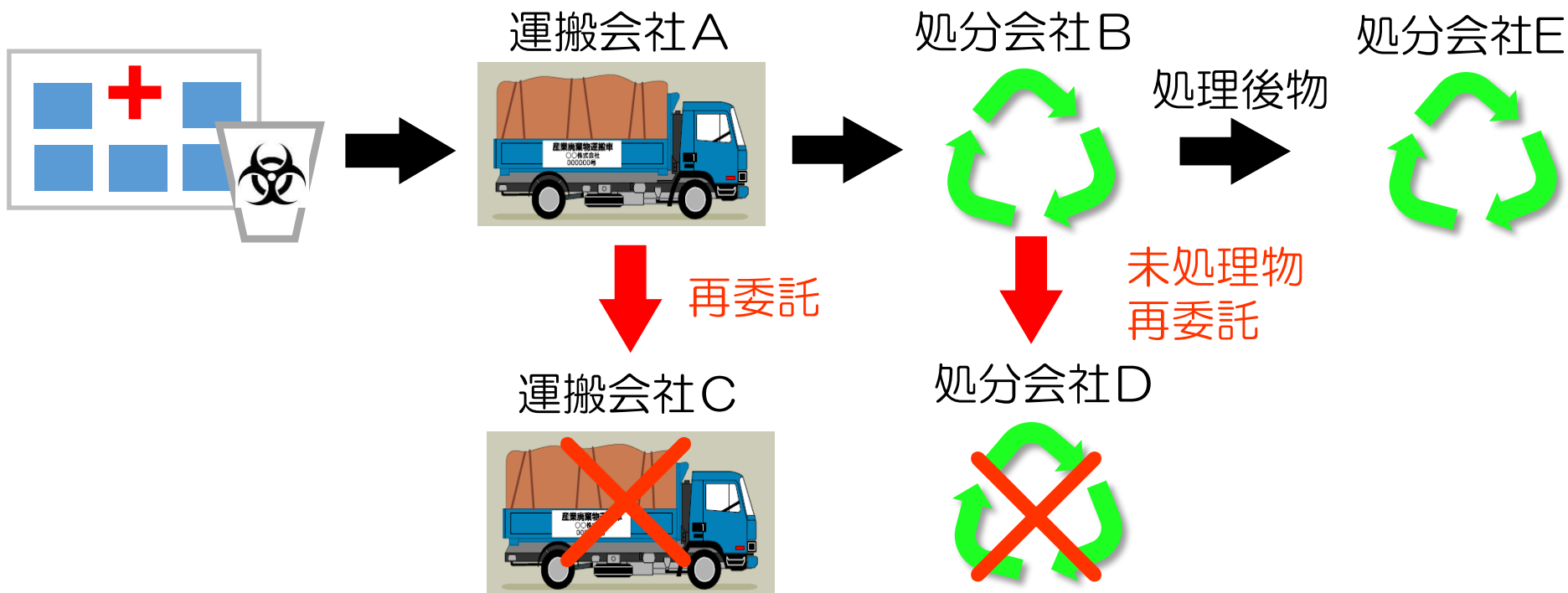
# 4 委託契約及び産業廃棄物管理票 (マニフェスト) 制度について

## 委託契約書に関して誤りが多い事例

- 数量、金額、期間等が未記載
- 運搬先住所が未記載
- 最終処分場所が未記載
- 許可更新前の許可証が添付
- 産業廃棄物の種類の追加に伴う  
変更契約手続きがなされていない
- 積替え・保管がある場合の契約書の不備  
現場 → 積替え・保管場所 → 処分業者(処理施設)  
現場から積替え・保管場所までの運搬契約はあるが、  
積替え・保管場所から処理施設までの運搬契約が未締結

# 4 委託契約及び産業廃棄物管理票 (マニフェスト) 制度について

## 再委託の禁止 (法第14条第16項)



再委託は原則禁止

※  
※

再委託基準に適合した場合のみ可  
再々委託は例外なく禁止

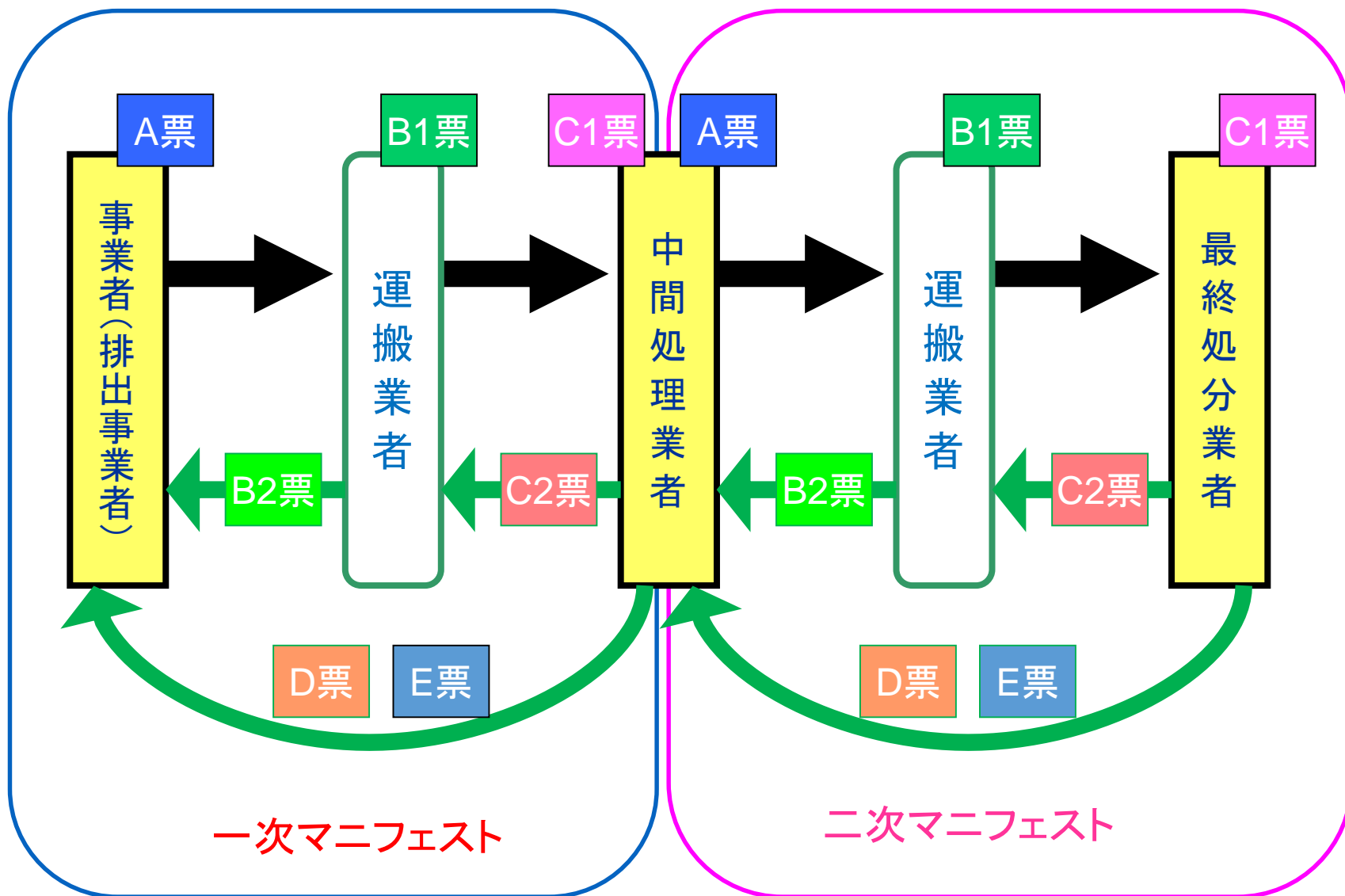
# 4 委託契約及び産業廃棄物管理票 (マニフェスト) 制度について

## ④ マニフェストの基準 (法第12条の3)

産業廃棄物の引渡しと同時に委託した者に対し、必要事項を記載した産業廃棄物管理票 (マニフェスト) を交付しなければならない。

- (1) 引渡しと同時にマニフェストを交付すること
- (2) 種類ごと、運搬先ごとに交付すること
- (3) マニフェストには、種類、数量、受託者の氏名等を記載すること。
- (4) 5年間マニフェストを保管すること。
- (5) 管理票交付等状況報告書を作成し、都道府県知事に提出しなければならない。
- (6) マニフェストが返送されない場合やマニフェストに虚偽がある場合は、速やかに運搬又は処分の状況を把握し、適切な措置を講じなければならない。

# マニフェストの流れ



# 4 委託契約及び産業廃棄物管理票 (マニフェスト) 制度について

## マニフェストの記載事項 (1/4)

### ◆ 排出事業者が記載すべき事項

- (1) 交付年月日
- (2) 交付番号 (一般的に印字済み)
- (3) (排出事業者の) 氏名又は名称及び住所
- (4) 産業廃棄物を排出した事業場の名称及び所在地
- (5) 管理票の交付を担当した者の氏名
- (6) 産業廃棄物の種類
- (7) 数量、荷姿等  
(石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物  
又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合はその  
数量)



# 4 委託契約及び産業廃棄物管理票 (マニフェスト) 制度について

## マニフェストの記載事項 (2/4)

- (8) 中間処理業者にあっては、当該産業廃棄物に係る管理票交付者の氏名又は名称及び管理票の交付番号（電子マニフェストの場合は登録番号）
- (9) 最終処分を行う場所の所在地
- (10) 運搬を受託した者の氏名又は名称及び住所
- (11) 運搬先の事業場の名称及び所在地
- (12) 処分を受託した者の氏名又は名称及び住所
- (13) 運搬を受託した者が産業廃棄物の積替え又は保管を行う場合には、当該積替え又は保管を行う場所の所在地

# マニフェストの例 A票

産業廃棄物管理票 建設系廃棄物マニフェスト(A)

整理番号 **△△-3-2**

交付年月日 **0000年00月00日** (1) 交付番号 **063014700040** (2) 交付担当者所属 **工事担当** (5) 氏名 **海山 太郎**

事前協議 番号/年月日等 **産第00-0000号/0000年00月00日**

事業場 (作業所) 所在地 〒 **163-0000** (4) 東京都 **新宿区西新宿** 07目 0-0 名称 **△△建設(株)000新設工事作業所** 電話番号 **03-0000-0000**

事業場 住所 〒 **104-0000** (3) 東京都 **中央区西葛西** 07目 0-0 氏名又は名称 **△△建設(株)** 電話番号 **03-0000-0000**

産業廃棄物の種類 (単位: t, kg (g))	数量	安定型品目	数量	管理型品目	数量	管理型品目	数量	特別管理産廃	数量	形状	荷姿
01 コンクリートがら		07 混合 (安定型のみ)		11 建設汚泥		17 石棉含有産業廃棄物		21 廃石綿等		① 固形状	1 トラック
02 アスコンがら		⑬ 石棉含有産業廃棄物	6	12 紙くず		18 水銀使用製品廃棄物				2 泥状	2 バック
03 その他がれき類				13 木くず						3 塊状	3 トラック
⑭ ガラス・陶磁器くず				14 繊維くず						④ 液	
05 複プラスチック類				15 廃石膏ボード							
06 金属くず				16 混合 (管理型品目)	6						

中間処理 産業廃棄物 及び管理票の交付番号 (登録番号) 共通記載のとおり 2 当欄記載のとおり

最終処分 (埋立処分、再生等) の場所 (予定) 所在地/名称 ① 委託契約書記載のとおり (8) (9) ② 当欄記載のとおり

運搬委託者 (収集運搬業者) (1) 住所 〒 **134-0000** 東京都 **江戸川区西葛西** 07目 0-0 氏名又は名称 **〇〇運送(株)** 電話番号 **03-0000-0000** (10)

運搬委託者 (収集運搬業者) (2) 住所 〒 氏名又は名称 電話番号

運搬先の事業場 (処分業者の処理施設) 所在地 〒 **359-0000** 埼玉県 **所沢市** 00 07目 0-0 名称 **(株)△△産業処分場** (11) 電話番号 **04-0000-0000**

処分方法 中間処理 1. 脱水 2. 焼却 3. 破砕 4. 5. 6. 最終処分 ① 安定型 2. 管理型 3. 資源型 7. 8.

処分委託者 (処分業者) 住所 〒 **359-0000** 埼玉県 **所沢市** 00 07目 0-0 氏名又は名称 **(株)△△産業** (12)

積替え又は保管 所在地 〒 電話番号 右欄物指区 1. 有・2. 無 実績数量

運搬の委託 (1) 委託者 (サイン又は捺印) 〇〇運送(株) 山田 三郎

運搬の委託 (2) 委託者 (サイン又は捺印)

処分の委託 (安備) 委託者 (サイン又は捺印)

処分の委託 (処分) 委託者 (サイン又は捺印)

最終処分 (埋立処分、再生等) を行った場所 所在地/名称 (委託契約書記載の最終処分場所については、処分先欄でも可)

発行元: 建設六団体副産物対策協議会 取扱元: 建設マニフェスト販売センター

処分は記入不要の項目です

一次マニフェストの場合記入不要

**送付期限**  
 B2票: 運搬終了日から10日以内  
 D票: 処分終了日から10日以内  
 E票: 二次マニフェストのE票が送付された日から10日以内

# 4 委託契約及び産業廃棄物管理票 (マニフェスト) 制度について

## マニフェストの記載事項 (3/4)

### ◆ 運搬受託者が記載すべき事項

(14) 運搬受託者の氏名又は名称及び運搬を担当した者の氏名

(15) 運搬終了年月日

(16) 有価物拾集量

※積替え・保管の場所において受託した産業廃棄物に混入している物(有償で売却できる物に限る。)の拾集を行った場合の拾集量を記載する。

# 4 委託契約及び産業廃棄物管理票 (マニフェスト) 制度について

## マニフェストの記載事項 (4/4)

### ◆処分受託者が記載すべき事項

(17) 処分受託者の氏名又は名称及び処分を担当した者の氏名

(18) 処分終了年月日

(19) 最終処分終了年月日

※再生を受託した場合は、中間処理をして客観的に有償譲渡できる性状の物とした年月日

(20) 最終処分を行った場所



# マニフェストの例 E票

産業廃棄物管理票 建設系廃棄物マニフェスト(E)

整理番号 **△△-2-14**

交付年月日 **00 00 年 00 月 00 日** 交付番号 **06301470140** 交付担当者所属 **工事担当** 氏名 **海山 太郎** 事前協議 番号/年月日等 **産業00-0000号/00 00年 00月 00日**

排出事業者 住所 〒 **104-0000**  
**東京都中央区千代田 0-0**  
 氏名又は名称 **△△建設(株)**  
 電話番号 **03-0000-0000**

事業場(作業所) 所在地 〒 **163-0000**  
**東京都新宿区西新宿 0丁目 0-0**  
 名称 **△△建設(株) 000新築工事作業所**  
 電話番号 **03-0000-0000**

産業廃棄物の種類 (単位: t, kg, m <sup>3</sup> )								形状	荷姿
安定製品目	数量	安定製品目	数量	管理製品目	数量	管理製品目	数量	特別管理産業廃棄物	数量
01 コンクリートがら		07 混合(安定型のみ)	<b>4</b>	11 建設汚泥		17 石棉含有産業廃棄物		21 塵石綿等	
02 アスコンがら		08 石棉含有産業廃棄物		12 紙くず		18 水銀使用製品産業廃棄物			
03 その他がれき類				13 木くず					
04 ガラス・陶磁器くず				14 繊維くず					
05 樹脂プラスチック類				15 廃石膏ボード					
06 金属くず				16 混合(管理型含む)					
								① 形状	1 バラ
								2 泥 状	2 コンテナ
								3 液 状	3 ドラム缶
								4 袋	4 袋

中間処理 管理票交付者(処分業者)の氏名又は名称 **産業廃棄物 及び管理票の交付番号(登録番号)**

最終処分(埋立処分、再生等)の場所(予定) 所在地/名称 **0 委託契約書記載のとおり**

運搬受託者(収集運搬業者)(1)	運搬受託者(収集運搬業者)(2)	運搬先の事業場(処分業者の処理施設)
住所 〒 <b>134-0000</b> <b>東京都江戸川区西葛西 0丁目 0-0</b> 氏名又は名称 <b>〇〇運送(株)</b> 電話番号 <b>03-0000-0000</b> 積替え・保管 収集運搬車両番号 車種 1. 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <b>△△11-く-1234 XXXXX(4tD)</b>	住所 〒 氏名又は名称 電話番号 積替え・保管 収集運搬車両番号 車種 1. 有 2. 無	所在地 〒 <b>359-0000</b> <b>埼玉県所沢市 〇〇 0丁目 0-0</b> 名称 <b>(株)△△建設△△処理場</b> 電話番号 <b>04-0000-0000</b> 処分 中間処理 1. 脱水 2. 焼却 3. 破碎 4. 5. 6. 方法 最終処分 1. 安定型 2. 管理型 3. 液流型 7. 8.

処分受託者(処分業者)	積替え又は保管
住所 〒 <b>359-0000</b> <b>埼玉県所沢市 〇〇 0丁目 0-0</b> 氏名又は名称 <b>(株)△△建設</b> 電話番号 <b>04-0000-0000</b>	所在地 〒 電話番号 有償掛金 1. 有 2. 無

運搬の受託(1)	運搬の受託(2)	処分の受託(受領)	処分の受託(処分)	最終処分完了日(埋立処分、再生等)
会社名及び代表者(印) <b>〇〇運送(株)</b> 山田三郎 00年 00月 00日	会社名及び運搬委託者名(サイン又は受領印) (株)△△建設 鈴木太郎 00年 00月 00日	会社名及び運搬委託者名(サイン又は受領印) (株)△△建設 鈴木太郎 00年 00月 00日	会社名及び運搬委託者名(サイン又は受領印) (株)△△建設 鈴木太郎 00年 00月 00日	00年 00月 00日 署名者(サイン又は受領印) (株)△△建設 鈴木太郎

最終処分(埋立処分、再生等)を行った場所 所在地/名称(委託契約書記載の最終処分場場)について(1、処分先Noでも可)

**委託契約書記載の最終処分場 No.1、No.2、No.3**

発行元: 建設大団体副産物対策協議会 取扱元: 建設マニフェスト販売センター

部分は記入不要の項目です

排出事業者送付用

収集運搬業者一社の場合

(収集運搬業者二社の場合)

排出事業者送付用

# 4 委託契約及び産業廃棄物管理票 (マニフェスト) 制度について

## マニフェスト交付時の注意点

- ◆ 産業廃棄物の引渡しと同時に交付
- ◆ 原則として産業廃棄物の種類ごとに交付
  - ※ 複数の産業廃棄物が発生段階から一体不可分の状態で混合しているような場合には、これを1種類としてマニフェストを交付して差し支えない
- ◆ 産業廃棄物が1台の運搬車に積み込まれた場合であっても、運搬先が複数である場合には運搬先ごとに交付

# 4 委託契約及び産業廃棄物管理票 (マニフェスト) 制度について

## マニフェストの保存義務

保存義務者	マニフェスト	送付元	保存期間
排出事業者	A	—	5年間
	B2	運搬受託者	
	D	処分受託者	
	E		
運搬受託者	C2		
処分受託者	C1	運搬受託者	

# 4 委託契約及び産業廃棄物管理票 (マニフェスト) 制度について

## マニフェストの送付を受けない場合等の措置

- ◆ 排出事業者は、以下のいずれかに該当する場合は、産業廃棄物の処理状況を速やかに把握し、生活環境の保全上の支障の除去等の適切な措置を講ずるとともに、都道府県知事（政令市長）に「措置内容等報告書」を提出しなければならない。

- ① マニフェスト交付日から下表の期間内にマニフェストの写しの送付を受けないとき

マニフェスト	産業廃棄物	特別管理産業廃棄物
B2	90日	60日
D		
E	180日	

- ② 運搬受託者及び処分受託者が記載すべき事項が記載されていないマニフェストの写しの送付を受けたとき
- ③ 虚偽の記載のあるマニフェストの写しの送付を受けたとき
- ④ 運搬受託者又は処分受託者から処理困難通知を受けたとき



# 4 委託契約及び産業廃棄物管理票 (マニフェスト) 制度について

## 産業廃棄物管理票交付等状況報告書

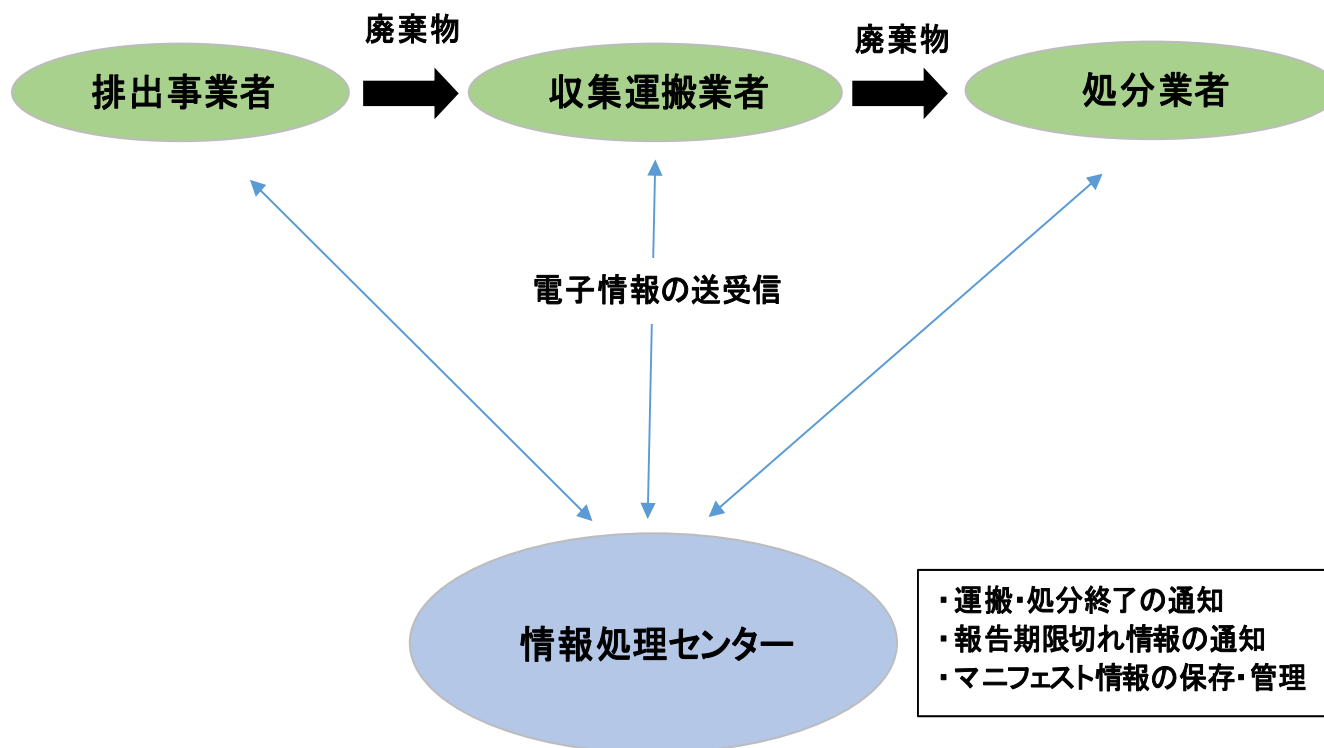
様式第三号（第八条の二十七関係）

産業廃棄物管理票交付等状況報告書（令和 年度）									
福岡県知事 殿					令和 年 月 日				
					報告者 住 所 氏 名 (法人にあつては名称及び代表者の氏名) 電話番号				
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の3第7項の規定に基づき、令和 年度の産業廃棄物管理票に関する報告書を提出します。									
事業場の名称							業 種		
事業場の所在地			電話番号						
番号	産業廃棄物の種類	排出量(t)	管理票の交付枚数	運搬受託者の許可番号	運搬受託者の氏名又は名称	運搬先の住所	処分受託者の許可番号	処分受託者の氏名又は名称	処分場所の住所
<p><b>【時期】 毎年6 / 30まで</b></p> <p><b>【提出先】 県保健福祉環境事務所又は政令市</b></p>									
備考									
1 この報告書は、前年4月1日から3月31日までに交付した産業廃棄物管理票について6月30日までに提出すること。									
2 同一の都道府県（政令市）の区域内に、設置が短期間であり、又は住所が一定しない事業場が2以上ある場合には、これらの事業場を1事業場としてまとめた上で提出すること。									
3 産業廃棄物の種類及び委託先ごとに記入すること。									
4 業種には日本標準産業分類の中分類を記入すること。									
5 運搬先又は処分を委託した産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、「産業廃棄物の種類」の欄にその旨を記載するとともに、各事項について石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等に係るものを明らかにすること。									
6 処分場所の住所は、運搬先の住所と同じである場合には記入する必要はないこと。									
7 区間を区切って運搬を委託した場合又は受託者が再委託を行った場合には、区間ごとの運搬受託者又は再受託者についてすべて記入すること。									

# 4 委託契約及び産業廃棄物管理票 (マニフェスト) 制度について

## ○ 電子マニフェストとは

排出事業者、収集運搬業者、処分業者の三者が情報処理センターを介したネットワークで、マニフェスト情報を電子化してやりとりする仕組み



# 4 委託契約及び産業廃棄物管理票 (マニフェスト) 制度について

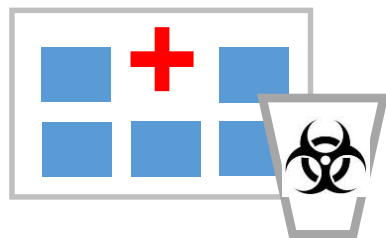
- 電子マニフェストのメリット
  - (1) 事務処理の効率化
    - ・マニフェストの**保管が不要**
    - ・情報処理センターが県に報告するため産業廃棄物管理票交付等状況報告書の**提出が不要**
  - (2) 法令の遵守
    - ・マニフェストの記載漏れを防止
    - ・処理完了報告確認期限を自動的に通知
  - (3) データの透明性
    - ・排出、収集、処分の3者の誰かが単独で情報の修正・取消を行うことはできない

# 4 委託契約及び産業廃棄物管理票 (マニフェスト) 制度について

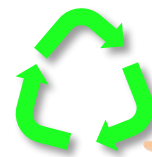
## ⑤ 注意義務について

(法第12条(の2)第7項)

- (1) 処理を委託する場合には、当該産業廃棄物の**処理の状況に関する確認を行う。**
- (2) 当該産業廃棄物について発生から最終処分が終了するまでの**一連の行程における処理が適正に行われるために必要な措置を講ずる**ように努めなければならない。



確認・措置

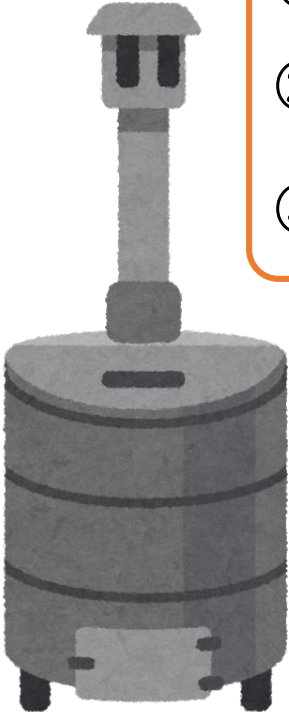


確認・措置



# 4 委託契約及び産業廃棄物管理票 (マニフェスト) 制度について 処理の状況に関する確認の方法

## (例1) 現地確認

- 
- ① 施設が使用可能か？
  - ② 廃棄物の飛散・流出はないか？
  - ③ 不適正処理はないか？



## (例2) 公表内容の確認

- ① 委託業者が公表している処理状況は？
- ② 委託業者が行政から処分を受けているか？



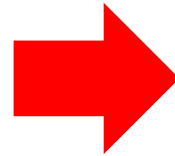
# 講習内容

## ○産業廃棄物の排出事業者責任について

- 1 排出事業者責任とは
- 2 廃棄物の基本
- 3 産業廃棄物の処理について
- 4 委託契約及び産業廃棄物管理票  
(マニフェスト) 制度について
- 5 行政処分について
- 6 罰則について

# 5 行政処分について

## 排出事業者に対する行政処分



**行政処分**  
(措置命令、改善命令  
許可取消、停止命令)



- 基準に適合しない処理
- 生活環境の保全上支障のおそれ

**【対象者】**

- **排出事業者**
- 処理業者（行為者）

# 5 行政処分について

## 行政処分の対象者

- 処理基準を守らずに処理をした者
  - 委託基準を守らずに処理を委託した者
  - マニフェストを適切に運用しなかった者
- 等
- 行為者  
処理業者  
排出事業者

### <排出事業者の場合>

- 適正な対価を支払っていない排出事業者
- 不適正な処理が行われていると知りながら、処理を委託した排出事業者
- 注意義務を怠っている排出事業者



# 講習内容

## ○産業廃棄物の排出事業者責任について

- 1 排出事業者責任とは
- 2 廃棄物の基本
- 3 産業廃棄物の処理について
- 4 委託契約及び産業廃棄物管理票  
(マニフェスト) 制度について
- 5 行政処分について
- 6 罰則について

## 6 罰則について

- ① 5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金又はこれを併科（法第25条）
  - ◆ 無許可業者への委託
  - ◆ 不法投棄
  - ◆ 野外焼却
  - ◆ 措置命令違反
  
- ② 3年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金又はこれを併科（法第26条）
  - ◆ 委託基準違反、再委託基準違反

## 6 罰則について

③ 1年以下の懲役又は100万円以下の罰金  
(法第27条の2)

◆ マニフェストの交付義務違反、記載義務違反、  
虚偽記載、保存義務違反

④ 30万円以下の罰金 (法第30条)

◆ 特別管理産業廃棄物管理責任者の設置義務違反  
◆ 特別管理産業廃棄物排出事業者の帳簿の備え付け、  
記載、保存義務違反

⑤ 20万円以下の過料 (法第33条)

◆ 多量排出事業者処理計画書及びその実施状況報告書の提出義務違反並びに虚偽の計画書及び報告書の提出

## 6 罰則について

### ⑥ 法人等に対する両罰規定（法第32条）

法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人、その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して罰金刑を科する。

#### ◆上記①～④の罰金

#### ◆ただし、以下の行為については、3億円以下の罰金

- 不法投棄
- 野外焼却
- 不法投棄の未遂行為、野外焼却の未遂行為

## 参考資料

- 「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル」  
(令和4年6月環境省環境再生・資源循環局)

## アンケート

今後の研修改善のために講習会に関するアンケートを実施しますので、ご協力をお願いします。

(動画概要欄からもアンケートに回答いただけます)

URL：<https://shinsei.pref.fukuoka.lg.jp/2miKjRLf>



最後まで御覧いただきありがとうございました

